

令和4年第14回厚岸町教育委員会会議録

| | | | |
|--------------|---------------------|---------------------|---------|
| 招 集 | 日 時 | 令和4年11月22日 午前10時00分 | |
| | 場 所 | 庁議室 | |
| 開 会 日 時 | 令和4年11月22日 午前10時00分 | | |
| 閉 会 日 時 | 令和4年11月22日 午前10時50分 | | |
| 出 席 委 員 | 田 辺 正 保 | | |
| | 濱 秀 利 | | |
| | 森 脇 直 美 | | |
| | 成 澤 幸 恵 | | |
| 欠 席 委 員 | | | |
| 会議録署名 | 教 育 長 | 滝 川 敦 善 | |
| 委 員 | 委 員 | 森 脇 直 美 | |
| 会 議 出 席 者 | 事務局職員 | 管理課長 | 田 崎 清 克 |
| | | 指導室長 | 廣 瀬 巧 |
| | | 生涯学習課長 | 川 越 一 寿 |
| | | 海事記念館長 | 千 葉 隆 行 |
| | | スポーツ課長 | 高 橋 俊 彦 |
| | | 管理課長補佐 | 車 塚 洋 |
| | その他の者 | | |

議事日程

| 日 程 | 議案番号 | 付 議 事 件 |
|--------|--------|---|
| 1 | | 開会 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 前回会議録の承認 |
| 4 | | 会議録署名委員の指名 |
| 5 | (議 案) | |
| | 議案第57号 | 令和4年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について【原案可決】 |
| | 議案第58号 | 厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】 |
| | 議案第59号 | 厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例施行規則の制定について【原案可決】 |
| | 議案第60号 | 厚岸町多目的屋内スポーツ施設処務規程を定めることについて【原案可決】 |
| | 議案第61号 | 厚岸町教育委員会使用料減免規定における特認事項に関する要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】 |
| 6 | | 閉会 |

令和4年第14回厚岸町教育委員会

令和4年11月22日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和4年第14回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長 日程第2、「会期の決定」についてであります。委員会の会期を、本日、11月22日の1日間としてよろしいですか。

 (はい。の声)

●教育長 それでは、会期を、本日、11月22日の1日間といたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。令和4年10月31日に開会した第13回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の濱委員、私が、それぞれ署名済みでありますので、これを持ちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、森脇委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第57号「令和4年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました、議案第57号「令和4年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

令和4年12月7日から開会される「第4回厚岸町議会定例会」に上程される、令和4年度厚岸町一般会計補正予算のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育費に関する予算を厚岸町長に申し出いたしたく、本案を提出するものであります。

私からは、管理課の主な補正予算についてご説明申し上げます。別にお配りしております議案第57号別紙「令和4年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）事項別明細書」をご覧ください。

教育費全体では、歳入は1,620千円の増、歳出は25,866千円の増でございます。

それでは管理課所管分についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

資料の左側の款、項、目の順に進めてまいります、内容の説明は右側の事務事業毎に行います。

歳入であります。

16款・国庫支出金、2項・国庫補助金、8目・教育費国庫補助金420千円の増。2節・小学校費補助金210千円の増、及び3節・中学校費補助金210千円の増、説明欄記載の学校保健特別対策事業費補助金交付決定に伴う増額です。詳細は、歳出でご説明いたします。

次に歳出であります。3ページをご覧ください。

9款・教育費、2項・小学校費、1目・学校運営費、事業番号010小学校運営一般、26千円の減。ピアノ調律手数料、事業確定に伴う減です。

事業番号030厚岸小学校、3,531千円の増。主な要因は光熱水費3,500千円の増で、電気料金の値上げに伴うもので、他は記載のとおりです。

事業番号040真龍小学校、3,459千円の増。主な要因は光熱水費3,440千円の増で、電気料金の値上げに伴うもので、他は記載のとおりです。

事業番号050太田小学校、914千円の増。主な要因は燃料費368千円の増、光熱水費520千円の増で、灯油及び電気料金の値上げに伴うもので、他は記載のとおりです。

2目・学校管理費、事業番号010学校管理、277千円の増。主な要因は修繕料217千円の増で、除雪機や暖房機器の故障に伴うもので、他は記載のとおりです。

3目・教育振興費、事業番号010小学校教育振興。増減はありませんが、修学旅行実施による事業確定に伴うものです。

4目・諸費、事業番号001小学校感染症対策、450千円の増。歳入で説明しました学校保健特別対策事業費補助金に関するもので、補助基準額の増に伴い、各校150千円の計450千円の感染症対策消耗品を購入するための計上です。

3項・中学校費、1目・学校運営費、事業番号010中学校運営一般、29千円の減。ピアノ調律手数料、事業確定に伴う減です。

事業番号030厚岸中学校、15千円の増。それぞれ記載のとおりです。

事業番号040真龍中学校、642千円の増。主な要因は燃料費300千円の増、光熱水費320千円の増で、重油及び電気料金の値上げに伴うもので、他は記載のとおりです。

事業番号050太田中学校、2,020千円の増。電気料金値上げに光熱水費の増です。

2目・学校管理費、事業番号010学校管理、1,699千円の増。主な要因は修繕料1,687千円の増で、厚岸中学校除雪機修繕236千円、真龍中学校外壁修繕327千円、真龍中学校給湯器交換300千円、太田中学校電気暖房修繕218千円など、他は記載のとおりです。

事業番号100厚岸中学校自動火災報知設備整備事業、3,630千円の増。設置後47年が経過した厚岸中学校の自動火災報知設備が、本年8月に実施した消防設備検査の際、不良個所が発見され、修理不能なことから設備全体を更新するものです。

4目・諸費、事業番号001中学校感染症対策、450千円の増。歳入で説明しました学校保健特別対策事業費補助金に関するもので、補助基準額の増に伴い、各校150千円の計450千円の感染症対策消耗品を購入するための計上です。

続いて、11ページをご覧ください。

6項・保健体育費、1目・保健体育総務費、事業番号010学校保健一般、163千円の増。生理用品の学校トイレ配置モデル事業実施に伴う保健衛生消耗品の購入費用と、コロナ過における救命講習に用いる心肺蘇生トレーニングツールの購入費用です。

4目・学校給食費、事業番号020学校給食センター、4,745千円の増。主な要因は燃料費1,896千円の増、光熱水費1,328千円の増、いずれも単価の値上げ及び使用量の増加によるものです。この他、消耗品634千円の増は、ペーパータオルや洗剤などの値上げによるほか、修繕料870千円の増によるものです。

以上、管理課所管の補正予算の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

●生涯学習課
長

続きまして、私からは、生涯学習課が所管する事項について、ご説明いたします。

事項別明細書、1ページをご覧ください。

歳入であります。

17款・道支出金、2項・道補助金、8目・教育費道補助金、1,200千円の増。

2 ページ右側の説明欄、地域づくり総合交付金（文化財保護）1,200千円の増は、現在、チカラコタン地区で実施している「アッケシソウ保護増殖事業」を対象に、釧路総合振興局の地域づくり総合交付金を申請しておりましたが、今般、1,200千円の内示があったことから補正計上するものであります。

歳入は以上であります。

次に歳出であります。

7 ページをご覧ください。

9 款・教育費、5 項・社会教育費、1 目・社会教育総務費、補正額754千円の減。これは、8 ページから9 ページにかけての右側説明欄4 事業の補正額の合計であります。

事業毎に説明いたします。

事業番号020社会教育委員、39千円の減は、需用費のうち食料費で、釧路管内社会教育研究大会情報交流会の金額確定による不用額の減であります。

次に、事業番号040社会教育活動、8千円の減は、留萌市で開催予定の北海道社会教育委員研究大会がオンライン開催となったため、不要となった有料道路交通料を減額するものです。

10ページ、右側説明欄をご覧ください。

事業番号050芸術文化、337千円の減は、人形劇講演にあたり、新型コロナウイルス感染症対策として、当初予定していたバスによる送迎対応をやめ、対象者が直接開催会場に来ていただくよう変更したため、バスの燃料費5千円を減額するほか、行政業務委託料のうち、演劇等公演委託料は、小中学校における芸術鑑賞事業の中止により324千円を減額するもので、車両運行委託料8千円の減は、需用費で説明した内容と同様にバス送迎をやめたことによるものであります。

次に、事業番号060友好都市子ども交流、370千円の減

は、友好都市である山形県村山市と厚岸町の子どもたちの交流事業であります。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため、実行委員会への補助金370千円すべてを減額するものであります。

以上で1目・社会教育総務費を終わります。

次に参ります。

4目・文化財保護費、2千円の減。事業番号085アツケシソウ試験栽培。これは、岡山県浅口市におけるアツケシソウ視察の際に、現地の博物館等の入館料を見込んでおりましたが、入館料が免除となったため減額するものであります。

5目・博物館運営費、1,286千円の増。事業番号020海事記念館。これは海事記念館の運営費で、需用費の内訳として、消耗費は不足分を見込み35千円の増、燃料費は灯油及び重油の高騰により340千円の増、修繕料の内訳は、海事記念館2階の暖房用パネルヒーター2か所の液漏れの修繕836千円とプリンターの修繕39千円の増であります。

委託料は、いずれも契約額確定に伴う増減で、施設管理委託料は、清掃委託料1千円の増、保守点検委託料は、ボイラー、防犯防災等設備、地下タンクそれぞれ記載のとおりで、合わせて25千円の減であります。

備品購入費のうち、事務用備品購入は、プラネタリウム番組制作用備品購入費で執行残14千円の減、施設用備品購入74千円の増は、冷蔵庫の買い換えによるものであります。

11ページをご覧ください。

6目・情報館運営費、452千円の増。これは、12ページ、右側説明欄の2事業の補正額の合計であります。

12ページ、右側説明欄をご覧ください。

事業番号020厚岸情報館、498千円の増。これは、情報館の運営費で、需用費のうち、燃料費は燃油単価の高騰

に合わせ300千円の増、修繕料は事務機器修繕の予算を同じ事業内の視聴覚機器修繕に予算を組み替えたもので、事業全体としての増減はございません。

委託料は、いずれも契約額確定に伴う増減で、施設管理委託料は、清掃委託料21千円の増、保守点検委託料は、防犯防災等設備、ボイラー、地下タンクそれぞれ記載のとおりで、ノートパソコンの保守点検7千円の増を合わせて11千円の減であります。

使用料及び賃借料の賃借料は、情報館玄関の玄関マットの賃貸借で、契約額確定に伴い5千円減額するものであります。

備品購入費の事務用備品購入は、現在使用しているノートパソコンのOSのサポートが来年1月に終了することから、新たにノートパソコン1台を購入するもので、193千円の増であります。

次に、事業番号050情報通信技術講習、46千円の減。これは、高校生を対象とした文書作成ソフト「ワード」講座の申し込みが無く、実施見送りに伴う講師謝礼金の減額であります。

以上、簡単でありますが生涯学習課に関する補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●スポーツ課
長

続きまして、スポーツ課所管に関する補正予算について説明いたします。

事項別明細書の11ページです。

2目・社会体育費、補正額5千円の増額であります。

12ページの説明欄、事業名多目的屋内スポーツ施設整備事業、報償費記念品ほか5千円の増は、ただ今建設中の多目的屋内スポーツ施設は、来月の9日に完成、来年1月にオープンする予定で準備を進めておりますが、オープンにあたり施設の愛称を募集するにあたり、採用し

た方に5千円の一般の方には商品券、高校生以下の方には図書カードをプレゼントするための計上です。

続いて、3目・温水プール運営費、補正額2,939千円の増額であります。事業名温水プール。需用費燃料費1,897千円の増は、重油の価格高騰によるもので、光熱水費1,042千円の増は、電気料の価格高騰によるものであります。

以上、スポーツ課に係わる補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、町議会第4回定例会に提出される教育費に係る補正予算の町長への申し出についてであります。これから質疑を行います。各課ごとに区切って進めたいと思います。はじめに、管理課についてお願いします。

●田辺委員 燃料費、電気料、それぞれ高騰により補正予算を計上していることはわかるのですが、例えば、中学校費において学校によって増額補正されていないところもあるようですが、価格高騰に伴って暖房設備等の使用そのものを制限し、燃料費や電気料を押さえているということはありませんよね。

●管理課長 燃料費や電気料が高騰しているから、また、コロナ禍で換気をできるだけ実施するよう指示が出ておりますので、窓を開け、換気に努めることにより、燃料費等が嵩むということはあるかと思えます。そのために、何らかの制限を課すということはありません。

ただ、当初予算の段階で、財政調整が入り、私どもの学校要望額を満度に付けてもらえていないとうことはあります。

ですので、特に燃料関係においては、最初の段階です

でに足りない状況ですので、学校現場の使用度合や学校規模、暖房機器の種類等により、各学校で燃料費や電気料の補正要望額もばらつきがあり、それが数字に表れています。

たぶん、このままでいくと、改めて3月補正予算に計上しないといけないと思っております。やはり価格が大きく上がってきておりますので、過去の実績をそのまま転用できるかというところとそうはならない状況下であり、先が見えないのが現状です。

ですので、とりあえずは12月補正予算の考え方としては、3月補正までは既存予算で確実に支出できるという予算の組み方をしている部分もありますので、改めて3月補正の段階で再度増額補正するということを、燃料・電気関係については想定しているところです。

●濱委員

各小中学校の感染症対策費についてですが、一校あたり150千円とのことですが、どう考えても、児童生徒数や学校規模でみた場合、一律一校あたり150千円と割り振って大丈夫なのかなと思うのですが。その点、問題ないのかをお聞きしたいのですが。

●管理課長

まず、この予算の仕組みについてですが、国庫補助事業であり、学校一律同じ補助基準額となっております。今回、追加にて増額となるのは、一校あたり70千円の補助基準額、すなわち、事業費でいうとその倍ですので、140千円が最低の歳出予算額ということになります。

ただし、当初予算において、すでに各学校にはこの感染症対策費が割り振られておりまして、各学校からそれぞれ要望を聞取り、必要なものを購入している経緯があります。

委員、おっしゃるように小規模校と大規模校とでは、使う量であったり、内容について、それぞれ違いがある

と思いますが、その点につきましては、教育委員会と各学校との間で、調整を図りながら、必要なものが各学校にあたるように対応しておりますので、問題なく取り進めている状況にあります。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 では、次に、生涯学習課、ございますか。

(ありません。の声)

●教育長 では、次に、スポーツ課、ございますか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第58号「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●スポーツ課 長 ただいま上程いただきました、議案第58号「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」、その提案理由及び内容についてご説明申し上げ

げます。

議案書 2 ページをお開きください。

内容は、厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものであります。

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、厚岸町教育委員会事務局の組織等について定めるところにより制定しております。

厚岸町多目的屋内スポーツ施設は、屋内で野球などのスポーツができる施設であることから、雨天時及び冬期間に多くの町民が利用することで、町民の運動不足の解消が図られる。また、町外のスポーツ団体などに幅広く施設の情報を発信し、町民がより高い競技レベルと接することができるよう、スポーツ合宿の誘致を図ることを目的に整備し、来年 1 月からの施設の供用開始に伴い、当該施設名称を追加いたしたく改正しようとするものであります。

改正内容の説明につきましては、別紙、お手元に配付の議案第 58 号説明資料「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則新旧対照表」により行います。

新旧対照表をご覧ください。

第 2 条第 2 項の表中、所属スポーツ課欄、各館等の「厚岸町勤労者体育センター」の次に「厚岸町多目的屋内スポーツ施設」を加えるものであります。

議案書 2 ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行するものとしてあります。

以上で議案第 58 号厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、令和 5 年 1 月 1 日から供用開始する、多目的

屋内スポーツ施設をスポーツ課所属施設に追加することに伴う、厚岸町教育員会事務局処務規則の一部改正についてであります。これら質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第59号「厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例施行規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●スポーツ課長 ただいま上程いただきました、議案第59号「厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例施行規則の制定について」、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

内容は、厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例施行規則の制定であります。

厚岸町多目的屋内スポーツ施設を来年1月から供用を開始するにあたり、施設の使用を適正に管理運営するために必要な事項を定めることから、制定するものであります。

第1条は「趣旨」について定めるもので、この規則は、厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例の施行に関し必要な事項を定めるものとするものであります。

第2条は「職員」について定めるもので、厚岸町多目的屋内スポーツ施設に所長を置く。

第2項は 教育長は、必要に応じて、多目的施設に主幹、主査、主任及び主事を置くことができるとするものであります。

第3条は「使用時間及び休館日」について定めるもので、多目的施設の使用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができるとし、第1号は、使用時間、午前9時から午後9時まで、第2号は、休館日で、アは月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日ではない日）、イは12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）とするものであります。

第4条は、4ページにまたがりますが、「使用の許可等」について定めるもので、条例第5条第1項の規定により多目的施設の使用の許可を受けようとするものは、一の使用申請者により多目的施設の全部又は一部を占用して使用しようとする場合にあっては、使用しようとする日の6箇月前から前月25日までの期間に、個人にあっては、使用の都度、使用許可申請書（別記様式第1号及び別記様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

第2項は、教育委員会は、前項の申請をしたものに、多目的施設の使用を許可したときは団体使用にあっては使用許可書（別記様式第3号）、個人使用にあっては使用許可書（別記様式第5号又は別記様式第6号）を、不許可としたときは不許可通知書（別記様式第4号）を、いずれも使用許可申請書を受理した日から2日以内に交付するものとする。

第3項は、前項の規定により使用許可書の交付を受けたものが多目的施設の使用を中止し、又は変更しようとする

するときは、直ちに教育委員会に届け出なければならないとするものであります。

第5条は、(使用の拒否等) について定めるもので、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの使用を拒否し、又は退去を命ずることができるとし、第1号は、保護者の同伴しない未就学児、第2号は、酒気を帯びたもの、第3号は、危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは館内の設備並びにその他の物件に損傷を加え、又はそのおそれのあるもの、第4号は、その他館内の秩序を乱すおそれのあるものとするものであります。

第6条は、5ページにまたがりませんが、「使用料の免除」について定めるもので、条例第9条第2項の規定により、使用料の免除をする場合は、次のとおりとする。ただし、収益を目的として使用する場合は、この限りでないとし、第1号は、町若しくは教育委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。第2号は、町内の保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。第3号は、町スポーツ協会又は町スポーツ協会に加盟する団体が、スポーツの振興普及を図るための行事に使用するとき。第4号は、障害者基本法に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。第5号は、小学生又は中学生が土曜日に使用するとき。第6号は、町スポーツ少年団が使用するとき。第7号は、町内の小学校又は中学校のPTA活動で使用するとき。第8号は、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸の事業に使用するとき。第9号は、その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

第2項は、使用料の免除を受けようとするものは、使用料免除申請書(別記様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第4号の規定に該当する者については、身体障害者手帳、精神障害者保健福

祉手帳若しくは療育手帳又はそれを証明できるものを使用の際提示することにより申請に代えることができる。第3項は、教育委員会は、前項の申請をしたものに、使用料の免除を決定したときは使用料免除決定書（別記様式第3号）を、却下したときは使用料免除申請却下通知書（別記様式第4号）を、いずれも使用料免除申請書を受理した日から2日以内に交付するものとするものであります。

第7条は「使用許可書の携帯」について定めるもので、使用者は、多目的施設を使用の際、使用許可書を携帯し、職員から要求があったときは、これを提示しなければならないとするものであります。

第8条は「使用料の後納」について定めるもので、条例第9条第1項ただし書の規定により、使用料の後納をすることができる場合は、次のとおりとする。第1号は、使用許可時間又は区分を超えた分の使用料を納付する場合。第2号は、官公署の使用に係る使用料を納付する場合。第3号は、その他やむを得ない理由がある場合とするものであります。

第9条は、6ページにまたがりませんが、「使用料の還付」について定めるもので、条例第10条ただし書の規定により、使用料を還付する場合は、次のとおりとする。第1号は、使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取消しがあった場合。第2号は、天災その他使用者の責めに帰さない理由により、多目的施設の使用ができなくなった場合。

第2項は、使用料の還付を受けようとするものは、使用料還付申請書（別記様式第7号）を教育委員会に提出しなければならないとするものであります。

第10条は「特別の設備等の許可」について定めるもので、条例第11条の規定により、特別の設備等の許可を受けようとするものは、使用の申請の際に教育委員会の許

可を受けなければならないとするものであります。

第11条は「プログラム等の提出」について定めるもので、教育委員会は、競技大会その他の団体使用をするものに対し、必要と認めたときは、事前にプログラム等の提出を求めることができるとするものであります。

第12条は「使用者の遵守事項」について定めるもので、使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。第1号は、使用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。第2号は、使用許可を受けた施設、器材以外のものは使用しないこと。第3号は、許可なく印刷物、ポスター類を貼付しないこと。第4号は、器材を外部に持ち出さないこと。第5号は、所定の場所以外において飲食又は喫煙をしないこと。第6号は、所定の場所以外に車を乗り入れ又は駐車しないこと。第7号は、器材の使用後は、職員の点検を受けること。第8号は、前各号のほか職員の指示に従うこと。

第13条は「販売行為等の禁止」について定めるもので、教育委員会の許可を受けたもの以外のものは、多目的施設において物品の販売その他これに類する行為を行ってはならないとするものであります。

第14条は「職員の立入り」について定めるもので、教育委員会は、多目的施設の管理上必要があると認めるときは、当該使用場所に職員を立ち入らせることができるとするものであります。

第15条は「使用後の点検」について定めるもので、使用者は、多目的施設の使用が終わったときは、直ちに職員に届け出て、点検を受けなければならないとするものであります。

第16条は7ページにまたがりますが、「収納金の処理」について定めるもので、多目的施設の職員は、多目的施設において収納した現金を確実に保管し、証書を添えて、当日又は翌日に会計管理者に引き継がなければならない

とするものであります。

第17条は「委任」について定めるもので、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定めるとするものであります。

次に、8ページ以降の各種の様式について説明します。

8ページ、別記様式第1号は、主に団体が申請する施設の使用許可及び使用料免除に係る申請書であります。

9ページ、別記様式第2号は、主に個人が申請する施設の使用許可申請書であります。

10ページ、別記様式第3号は、施設の使用許可書及び使用料免除決定書であります。

11ページ、別記様式第4号は、施設の使用不許可及び使用料免除申請却下通知書であります。

12ページ、別記様式第5号は、施設の個人使用許可書であります。

13ページ、別記様式第6号は、施設の6箇月使用許可書であります。

14ページ、別記様式第7号は、施設使用料還付申請書であります。

7ページにお戻りください。

附則であります。

この規則は、令和5年1月1日から施行するとするものであります。

以上で、議案第59号「厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例施行規則の制定について」の提案理由の内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、多目的屋内スポーツ施設の供用開始に伴う、厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例施行規則の新規制定についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員 内容については、特に意見はないのですが、新しい施設ができたときの料金体系や使用方法など、一般町民向けの周知などはどのように考えているのでしょうか。

●スポーツ課長 周知については、先ほどの12月補正予算の説明でも申しましたように、現在、多目的屋内スポーツ施設の愛称を募集しております。そのポスターを町内各所に掲示しているのですが、ポスターの文面中に施設の紹介文を記述しております。また、防災無線でも周知しております。広報誌12月号においては、誌面の半分を割いて愛称の募集と多目的屋内スポーツ施設の紹介を掲載することになっております。

さらに広報誌1月号では、先ほど、委員おっしゃられた施設の料金体系や使用枠、団体や個人等について紹介する予定です。この周知を通して、町民が利用しやすい環境をまずは作って、いろいろなご意見をもらえればと考えているところです。

●成澤委員 議案13ページの「6箇月使用許可書」についてですが、これは、一度料金を支払ったら、個人で所有し、6ヵ月間利用できるというものなのでしょうか。

●スポーツ課長 そのとおりです。料金で言いますと、子どもが330円、高校生が550円、大人が770円で、この券を購入していただくと、6ヵ月間、何回でも利用できるというものです。

購入者には、この券をラミネート加工しまして、ご本人にお渡しします。施設を利用するときは、この券を受付窓口にて提示してもらうことによってお金を払わずに利用できるというものです。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第60号「厚岸町多目的屋内スポーツ施設処務規程を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- スポーツ課長 ただいま上程いただきました、議案第60号「厚岸町多目的屋内スポーツ施設処務規程の制定について」、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

内容は、厚岸町多目的屋内スポーツ施設処務規程の制定であります。

厚岸町多目的屋内スポーツ施設を来年1月から供用開始するにあたり、多目的屋内スポーツ施設の職務及び職員の勤務時間等について適正に管理運営するため必要事項を定めることから、制定するものであります。

第1条は「趣旨」について定めるもので、厚岸町多目的屋内スポーツ施設の処務については、この規程の定めるところによるとするものであります。

第2条は「職務」について定めるもので、所長は、教育長の命を受け、多目的施設に係る次の業務を掌理し、所属職員を指揮監督するとするものであります。第1号は、多目的施設の維持管理及び運営に関すること。第2号は、多目的施設の使用許可に関すること。第3号は、多目的施設の使用の受付及び調整に関すること。第4号

は、スポーツ器材の維持管理と使用者への提供に関する
こと。第5号は、多目的施設の広報及び使用の促進に関
すること。

第2項は、主幹は、上司の命を受け、多目的施設に属
する特定の事務を処理する。

第3項は、主査及び主任は、上司の命を受け、担当事
務に従事するとするものであります。

第3条は「職員の勤務時間等」について定めるもので、
職員の勤務時間、休憩時間、週休日及び休日は、厚岸町
B&G海洋センターに勤務する職員の勤務時間等を準用
するとするものであります。

第4条は、16ページにまたがりませんが、「事故報告」
について定めるもので、所長は、多目的施設に重大な事
故が生じたときは、直ちに教育長に報告し、指示を受け
なければならないとするものであります。

第5条は「定期報告」について定めるもので、所長は、
多目的施設の使用状況等必要な事項を毎翌月の5日まで
に、別記様式により教育長に報告しなければならないと
するものであります。

第6条は「簿冊の整備」について定めるもので、多目
的施設に別に定めるもののほか、次の簿冊を備え、これ
を整備しなければならないとするもので、第1号は、業
務日誌、第2号は、6箇月使用許可書台帳、第3号は、
使用者数集計綴であります。

第7条は「その他」について定めるもので、この規程
に定めるもののほか、多目的施設の処務については、厚
岸町教育委員会事務局処務規則の定めるところによると
するものであります。

次に17ページ、別記様式は、使用者実績報告の様式で
あります。

議案書16ページにお戻り願います。

附則であります。

この訓令は、令和5年1月1日から施行するとするものであります。

以上で議案第60号「厚岸町多目的屋内スポーツ施設処務規程の制定について」の提案理由の内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、多目的屋内スポーツ施設の供用開始に伴う、厚岸町多目的屋内スポーツ施設処務規程の新規制定についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第61号「厚岸町教育委員会使用料減免規定における特認事項に関する要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- スポーツ課長 ただいま上程いただきました、議案第61号「厚岸町教育委員会使用料減免規定における特認事項に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書18ページをお開きください。

内容は、厚岸町教育委員会使用料減免規定における特認事項に関する要綱の一部を改正するものであります。

本要綱は、公の施設使用料免除要綱に定めるもののほか、条例並びに規則で規定する使用料の減免規定における教育委員会が特に減免が必要と認める場合について、具体的な基準を示すことにより、受益者負担の明確化を図り、利用者間の公平性・公正性を図ることを目的とするため、必要な事項を定めるところにより制定しております。多目的屋内スポーツ施設を来年1月から供用開始するにあたり、当該施設名称を追加したく改正しようとするものである。

改正内容の説明につきましては、お手元に配付の議案第61号説明資料「厚岸町教育委員会使用料減免規定における特認事項に関する要綱の一部を改正する要綱新旧対照表」により行います。

新旧対照表をご覧ください。

第2条の表中区分の欄の「勤労者体育センター使用料」の次に「多目的屋内スポーツ施設使用料」を加えるものであります。

議案書18ページにお戻り願います。

附則でございます。この要綱は、令和5年1月1日から施行するとするものであります。

以上で、議案第61号「厚岸町教育委員会使用料減免規定における特認事項に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」の提案理由とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、多目的屋内スポーツ施設の供用開始に伴う、厚岸町教育委員会使用料減免規定における特認事項に関する要綱の一部を改正する訓令を定めることについてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありません。の声)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第14回教育委員会を閉会します。